

令和7年度における 消費税・個別間接税関係の 改正について(上)

安田圭吾

消費税関係

一 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

1 改正の背景

税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者等の一定の非居住者(以下「免税購入対象者」という。)に対して、当該免税購入対象者がその出国の際に国外に持ち出す免税対象物品(最終的に輸出される免税対象物品)を所定の手続により譲渡した場合には、消費税を免除することとされている(消法8①)。この譲渡は国内において行われる資産の譲渡ではあるものの、免税購入対象者がその出国の際に国外へ持ち出すことを前提とした販売であり、その実質は輸出取引と変わることがないと考えられることから、輸出取引と同様に、その譲渡について消費税を免除するものである。

外国人旅行者向け消費税免税制度については、観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)において、「土産品等のショッピングは、日本各地の魅力を訪日客に伝え、消費拡大に直結する観光資源であり、官民が連携して行う外国人旅行者向け消費税免税制度の利用促進等により、ショッピングツーリズムを推進す

る」こととされており、観光立国の実現に資する施策として、これまでも観光庁等からの税制改正要望を受けて、輸出物品販売場の拡大や利便性向上を図る観点から累次の見直しが行われる一方で、免税購入された物品の譲渡・横流しが疑われる事案も発生しており、こうした不正対策のための見直しも併せて行われてきた。

このように、外国人旅行者向け消費税免税制度は、免税対象に消耗品を加えるなどの累次にわたる制度の見直しにより、免税店数の拡大と外国人旅行者の利便性向上を図ることで、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。

他方で、平成30年度税制改正により免税販売手続が電子化され、輸出物品販売場における免税購入の実態を税務当局において把握できることとなり、これにより、多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発していることが明らかになってきた。また、出国時に税関において捕捉して確認を行っても、多額の免税購入を行っている者のほとんどは免税購入した物品を所持し